

vol. 2326

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】(株)佐伯コミュニケーションズ 【売価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



## 今号の掲載内容 (掲載順)

- 単組・専門部交渉
- 賃金確定交渉 (教育長交渉・総務部長交渉・知事交渉)
- 2025年度当初予算交渉 (教育長交渉・知事交渉)
- 日教組高校教育シンポジウム参加報告
- 能登半島北部豪雨被害救援ボランティア報告

\*\*\*\*\*

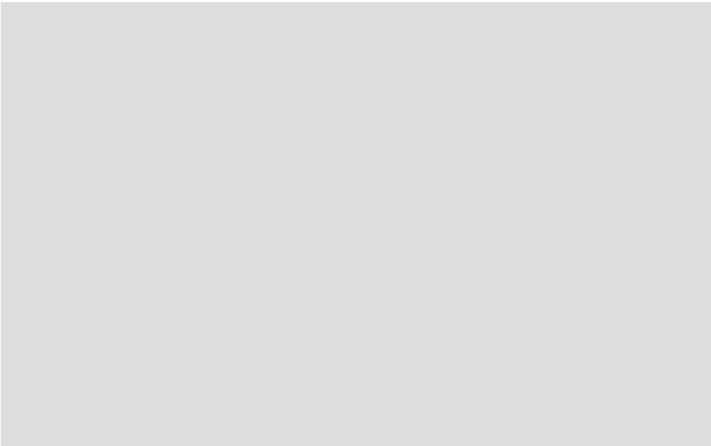
## 単組・専門部交渉

とき 8月21日(水) 22日(木) ところ 大分県庁別館 教育委員室

8月21日(水)、22日(木)に、単組・専門部交渉を実施しました。

各単組・専門部の代表者を中心とした参加者が、8月10日に行った「県議を交えての単組・専門部課題学習会」での検討をもとに、学校現場での課題を訴え、解決にむけてのとりくみを求めました。

交渉は教育人事課長の対応となりましたが、冒頭、各単組・専門部からの重点要求には教育長も同席したので、私たちの要求を教育長に直接伝えることができました。今後も、具体的な課題の解決にむけて、更にとりくみを強化していく必要があります。



### 各単組・専門部からの具体的要求内容

#### 〈青年部〉

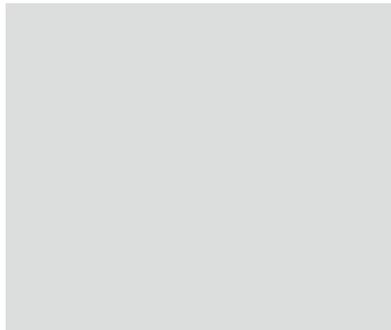
- すべての職種・教科・科目で採用試験の継続実施
- 交通費の増額
- 転勤休暇の新設
- 臨時・非常勤職員の待遇改善
- 部活動の負担軽減

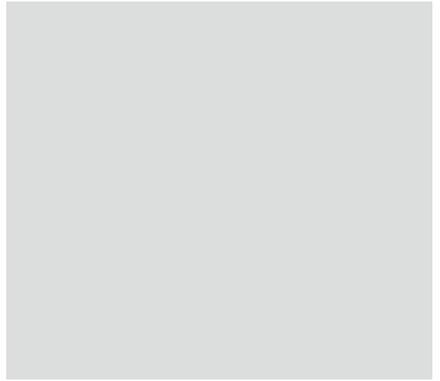
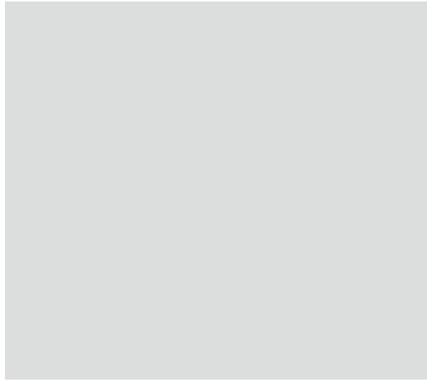
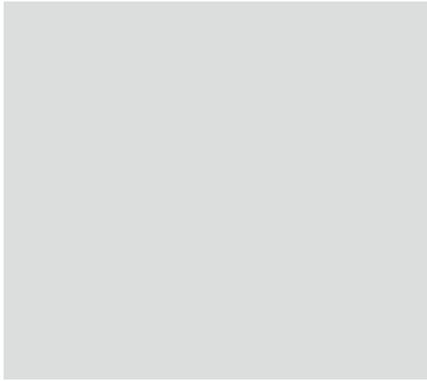
#### 〈女性部〉

- 「子育て支援休暇」・「健康支援休暇」の新設
- 生徒の人権に配慮した「選べる制服」の導入

#### 〈実習教諭部〉

- 補職名を「実習教諭」とすること
- 「実習教諭」の呼称の徹底





- 採用選考試験の実施
- 実態に応じた職務内容の見直し

〈定通分校部〉

- 学習環境の施設・設備整備
- 調理員の人的配置と職場環境改善
- 独立校舎建設
- 司書の配置と図書館の整備

〈障害児学校部〉

- 学校の実態に合った適正な人的配置
- すべての職における採用試験実施
- 学校外における医療的ケアの条件整備
- 一般就労に向けた働きかけ

〈学校司書部〉

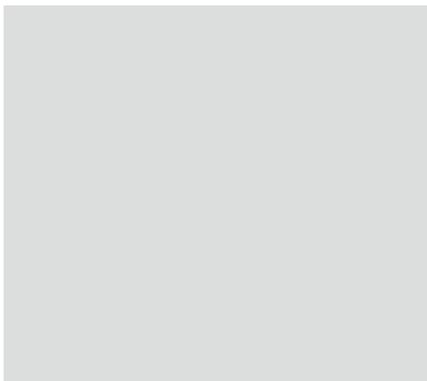
- 学校司書を学校図書館選任とすることの徹底
- 支援学校、定時制の学校図書館の環境整備
- 全ての学校司書の研修参加
- 学校司書単独の採用試験実施と受験年齢制限撤廃
- 図書費予算の確実な確保

〈養護教諭部〉

- 養護教諭を医療的ケアに従事させないこと
- 緊急時、迅速対応できる意識啓発
- 健康診断等に必要な機械器具等の整備
- プログラム、バクスマーに対するガイドラインの策定、研修の確立

〈事務職組〉

- 定数に満たない学校への定数配置

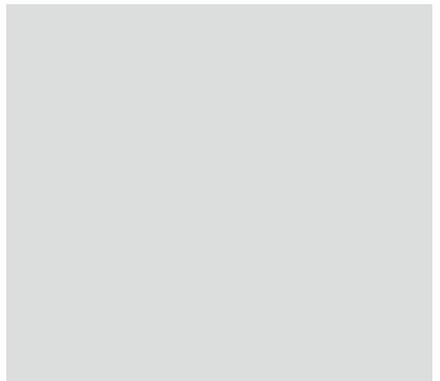
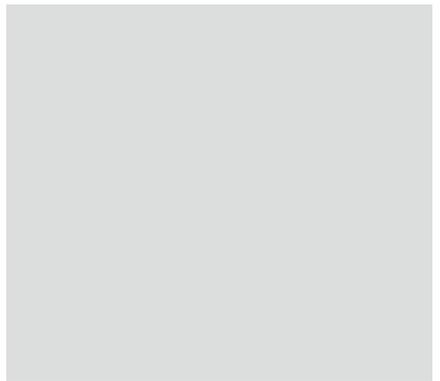
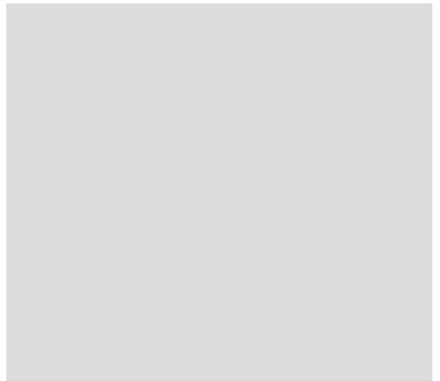


- 衛生管理者を事務室へ強制しないことの徹底

- 就学支援金事務におけるマイナンバーを扱う職員の負担軽減
- 学校事務採用の復活

〈現業職組〉

- 介助員・農務技師の業務内容の明確化、研修実施
- 会計年度任用職員の待遇改善
- 介助員の複数配置
- 介助員・農務技師・調理員の新規採用試験の実施、人員確保



# 賃金確定交渉

## 教育長交渉

とき 10月28日(月)

ところ 大分県庁別館 教育委員室

10月28日、県庁舎別館7階教育委員室において、高教組、県教組による賃金確定教育長交渉を行いました。高教組からは、支部・単組の代表と本部執行委員、計23名で参加し、「賃金改善」「臨時的任用・会計年度任用職員の待遇改善」「通勤手当の見直し」「超勤縮減」などについて、山田雅文教育長に現場実態を訴え、議論を行いました。

人事委員会勧告は、月例給・一時金ともに3年連続の引き上げ勧告でしたが、物価高騰に追いついておらず、若年層に重点が置かれたこともあり、中高年齢層にとっては厳しさの残る勧告となりました。また、最高号給貼りつき、臨時・非常勤教職員の待遇改善、超勤縮減等についての現場実態を伝え、改善へのとりくみを求めました。10月10日に提示のあった「教職員評価制度の給与への反映」についても議論し、「制度の課題を訴え続けている状況のなか、制度拡大をはかることには危惧を感じる」ことを強く訴えました。

### ◇ 教育長最終回答(要旨) ◇

#### ●人事評価制度(上位運用)について

- ・今回上位運用する提示のあった評価者群IV群、V群、VI群および、すでに上位運用している被評価者群III群、被評価者群V群事務職員(係長級)について、昇給区分および分布率を改善する方向で検討。
- ・管理職に対しての評価者研修を強化、評価補助者を活用する評価方法などを検討
- ・給料表継ぎ足しを人事委員会に働きかけ、技能労務職の給料表について知事部局に投げかけ  
※より良い制度となるよう、事務的協議などを用いて継続した改善を行う

#### ●育児・介護のための時差通勤について

- ・現在「試行」という扱いのものを「本格実施」する方向で検討
- ・対象職員に「特別支援学校高等部および中学校の特別支援学級に就学中の子を養育する職員」を加える方向で検討

#### ●臨時的任用職員の待遇改善について

- ・臨時的任用職員の「子の看護休暇」の取扱いについて、「臨時・非常勤見直しに係る事務的協議」で見解が示せるよう整理

○その他の皆さん方からの主張についても、本日の交渉を踏まえて、地公労段階で議論が尽くされるよう、関係機関に伝えたい。

## 総務部長交渉

とき 11月6日(水)

ところ 大分県庁 人事課分室

11月6日(水)の総務部長交渉に先立って行われた決起集会では、高教組女性部の茨木里香さん(玖珠美山分会)が「人事委員会勧告は3年連続で月例給・一時金ともに引き上げとなりました。これまで私たちが求めてきた成果と捉えられるものの、世代間の不均衡が発生していることは問題であり、物価高による生活苦を解消するに十分とはいえません。私たちは労働者として怒りをもって行動に移さなければなりません。私たち公務員労働者の、生活改善・向上につながる内容

を回答として引き出せるよう力を結集し、ともにがんばりましょう!!」  
と力強く決意表明しました。

総務部長交渉の冒頭回答では、「通勤手当についての暫定措置が期限を迎えたことによる現行より減額」との提示がありました。物価上昇の中でもガソリン代の高騰は通勤者にとって大きな負担増となっている現状を訴え、暫定措置の継続等の改善を求めました。また、人事院勧告「給与制度のアップデート」で示された「配偶者の扶養手当廃止」については、多数の職員が影響を受けることから慎重に審議するよう求めました。

### ■ 参加者の意見 抜粋 ■

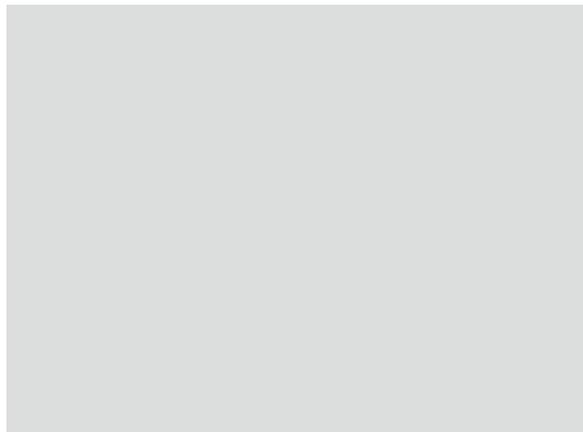
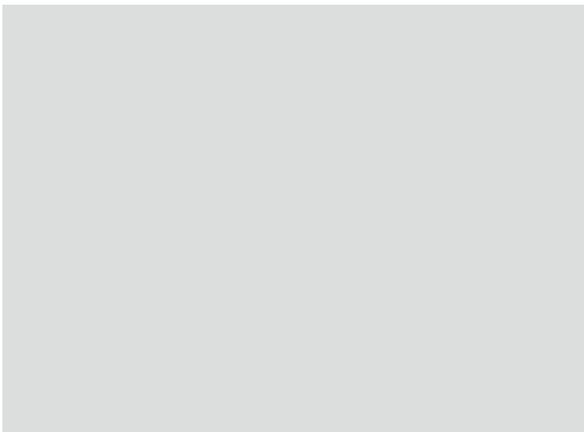
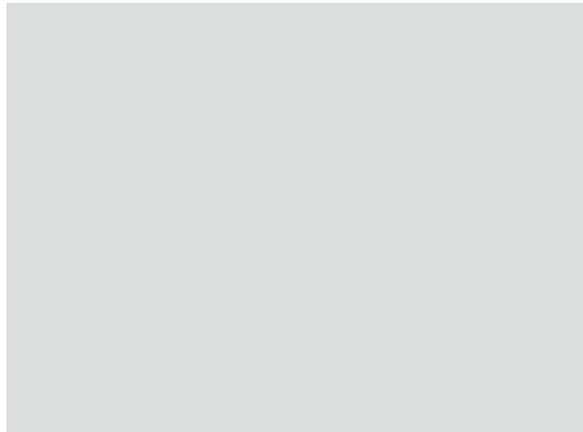
○若年層は引き上がったが、物価高は全年齢層に影響する。中高年齢層がモチベーションをもって働けるよう、改善を求める。

- 相対評価で給料に反映されるのでは納得感がない。評価の仕方で、良い評価を取り続ける者とそうでない者が出るのではないか。
- 最高号給にはりついた方は、評価をされてもそれを反映する号給がない。
- 安心して育休がとれるように、子育て支援の観点から、何らかの支援ができないか、民間や自治体での様々なとりくみを参考に検討してもらいたい。
- 通勤手当の減額は到底、受け入れられるものではない。広域通勤100kmを超える方が何人もいるのに、上限設定があるのはどうなのか。
- 現職死亡や病休者が増えている。体調不良であっても働かざるを得ない職場環境がある。
- 学校現場が人員不足なこともあり、再任用教職員は何も業務が変わらず、主任もしているし責任も変わらないのに賃金だけが下がってしまっている。何らかの改善策をお願いする。

決意表明する茨木里香さん

### ◇ 最終回答 ◇

- 1 地域手当の異動保障の支給期間については、令和7年4月1日から2年間に改め、2年目の支給割合は異動前に在勤していた地域等に係る地域手当の支給割合の8割としたい。  
なお、詳細については、別途事務的に協議したい。
- 2 在宅勤務等手当については、令和7年4月1日から国に準じて措置したい。  
なお、詳細については、別途事務的に協議したい。



## 知事交渉

とき 11月15日(金)

ところ 大分県庁 人事課分室

総務部長交渉に続き、11月15日(金)に賃金確定知事交渉を行い、高教組からは本部執行委員、支部・単組代表の20名が参加しました。

### ■ 高教組参加者からの訴え ■

- 人事異動の時期も遅く、転居ではなく、中長距離通勤を選択することを余儀なくされている実態がある。実質、公務による消耗だが、その補填があるわけではない。長距離になればなるほど負担が大きい。
- 高速利用の実費支給となったが、土日の部活動や試合等で遠距離を2往復することがあるにもかかわらず、通勤の扱いにならないため、大きな費用負担がある。
- 再任用の方々の働きによって学校現場は助かっている。主任・担任などを行っているのに賃金がそれに見合っていない状況を一刻も早く改善してほしい。
- 教職員が誇りを持って働き続けられるように、それに見合った待遇改善をお願いしたい。
- 採用試験が行われない、年齢制限がある、くくり募集である等により、専門性の継続が困難になっている。人員確保、専門性の確保などの観点から全職種での採用試験の実施をお願いする。

### ◇ 知事最終回答 ◇

- 1 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和7年4月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。
- 2 扶養手当については、令和7年4月1日から、以下のとおりとしたい。

### ■ 口頭補足(抜粋) ■

#### ○自動車等使用者の通勤手当

これまでの交渉の中で、皆さん方から「長距離通勤者の負担軽減のため、55,000円の上限を引上げてもらいたい」との強い主張がありましたことを踏まえまして、改めて検討いたしました。その結果、回答1のとおり、人事委員会と協議のうえ、上限額を55,000円から60,000円に5,000円の引上げを行うこととし、別表のとおり85km以上90km未満の区分を57,600円に、90km以上の区分を60,000円としたいというものであります。

#### ○扶養手当の独自経過措置

これまでの交渉の中で、皆さん方から、「配偶者にかかる扶養手当の廃止は職員にとって影響が大きい。さらなる改善を考えてもらいたい」との強い主張がありましたことを踏まえまして、改めて検討いたしました。

その結果、副知事交渉でお示しした配偶者にかかる扶養手当の経過措置(R7:4,000円、R8:2,000円で提示)については、令和7年度分は1,000円の引上げを行い5,000円とし、令和8年度分は1,500円の引上げを行い3,500円としたいというものであります。

妥結後、佐藤樹一郎知事に対し、各単組からそれぞれが抱えている課題を投げ掛けました。高教組からは、窪田書記長が、全職種での採用の実施、年齢制限の撤廃等について訴えました。

佐藤知事からは、優秀な人材確保は大切であり、教育委員会に伝えていく、との見解が示されました。また、「安全・安心な職場に向け、協力しながらやっていく」との言葉がありました。

# 2025年度当初予算交渉

## 教育長交渉

とき 10月3日(木)

ところ 大分県庁別館 教育委員室

10月3日、当初予算教育長交渉を行いました。各分会から提出された「当初予算にむけた分会要求一覧」を手交後、交渉を行いました。

### ■ 高教組からの主な主張 ■

- 時間に限りがある中、ノルマが増えるやり方は時代に合っていない。超勤縮減に向けた県教委の姿勢をしっかりと示すべき。
  - 臨時的任用職員にも家族の看護休暇は必要。ぜひ、検討していただきたい。
  - 他県に比して良いという判断ではなく、本当に必要十分な制度設計となっているか、で判断してほしい。
  - 臨時的任用職員が安心して働けるように休暇制度などで正規職員と同等の権利保障を。
  - 定時制や分校には学校司書が配置されていない。
- 学校司書の採用・配置を。年齢制限撤廃等、採用試験を受験できないまま臨時教職員として働き続けている方への救済措置を検討してほしい。
- エアコンが設置されても費用を考え使用を控えている場合があると聞く。予算確保を。
- 支援学校などで修学旅行費を一旦手出しする必要がある。額が大きく。大変な負担となっている。
- 高校での部活動のあり方について協議・検討をお願いしたい。
- 自然災害の規模が大きくなっている。特別休暇の考え方を教職員の命を優先したものにしてほしい。

要望事項については教育人事課長対応となりましたが、現場実態を強く訴え、関係各課等へ伝えることを確認して、交渉の全てを終了しました。

## 知事交渉

とき 11月12日(火)

ところ 大分県庁 人事課分室

11月12日、地公労は2025年度当初予算交渉を行いました。高教組からは、本部執行委員、単組・専門部代表15名が参加し、学校現場の実情を伝えました。

### ■ 高教組参加者からの報告 ■

- 学校事務・学校司書として独自採用してほしい。くくり採用に関しての総括をしてほしい。
- 司書の採用試験に年齢制限があり、採用試験が行われなかった期間があるため、採用試験受験の機会を得ないまま臨時的任用職員として働き続けている方が多数いる。検討を。

- 高校では、クラス数ではなく生徒数によって教職員の定数が決まる。高校でも、少人数学級となっている学校もあるが、その結果、職員数が減り負担減となっていない。
- 就学支援金制度は、所得制限該当生徒は1～2割なのに膨大な手間に事務職員は苦慮している。予算もかかっている。無償化に向けて県での働きかけをお願いしたい。
- 安心・安全に公務にとりくめるようにするために育児・介護等休暇の拡充を。

### ◇ 最終回答 ◇

- 職員が小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育するため、当該職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、令和7年4月1日から部分休業と同様に1日の勤務時間の一部を特別休暇として措置したい。なお、詳細については、別途事務的に協議したい。
- 旅費については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、宿泊料定額内での宿泊が困難な場合の増額調整の手続きを簡素化したい。

「育児と仕事の両立」について、一歩前進することができました。共働きが推進される一方で、職場環境や制度設計が追い付いていない実態があり、その影響が子どもたちに及ぶことが危惧されま

す。「育児と仕事の両立のための制度設計」について積極的に議論する必要があります。介護についても同様です。

また、最終の副知事の口頭説明で、登校支援員やスクールソーシャルワーカーを増員する方向で検討するとの発言がありました。教職員の確保についても県として教育委員会と協力して努力する旨の発言もありました。学校現場の勤務実態は交渉の度に伝え、長時間労働の是正を訴えかけてきました。今後の交渉や協議の中でさらなる職場環境の是正に向けたとりくみを求めていきたいと思えます。

## 日教組高校教育シンポジウム 参加報告

10月4日(金)、5日(土) 日本教育会館

私はこれまで特別支援学校の勤務経験しかありません。今回、高等学校の現状、課題等について学習を深めたいと思い、シンポジウムに参加させていただきました。

2日間にわたり、講演、パネルディスカッション、分科会が行われました。

分科会は、「学校における働き方改革」に参加しました。

特に議論になったことは、部活動についてでした。

生徒にとって有意義な活動を、いかに負担なく持続可能なものにするかについて、「地域クラブへ移行する」「外部指導者の活用」「生徒の自主的な活動として見直す」等の意見が交わされました。

働き方改革は、とりくむべきことがたくさんあり、何から手をつけていけばよいのか分かりませんが、まずは自分の職場を見つめ、アイデアを出しながら、自分たちで働きやすい職場に変えていくことにとりくんでいきたいと思いました。

(日田支援分会 三石修)

# 能登半島北部豪雨被害救援ボランティア報告

10月27日(日)～11月1日(金) 石川県輪島市

9月21日、石川県能登半島北部(輪島市、珠洲市、能登町など)に記録的豪雨が発生しました。1月1日に発生した「能登半島地震」からの復旧・復興半ばにもかかわらず、豪雨災害によって、死者・安否不明者などの人的被害のほか、住宅・仮設住宅や学校施設への浸水、道路の寸断や断水などの再度甚大な被害が生じました。災害報道を聞いた時には「まさか、またあの能登半島で?」と信じられない気持ちでした。

何か少しでも役に立てればと参加したボランティアでしたが、大きく崩れた橋や堤防、陥没した道路、泥や流木が手つ

かずに集落など、あまりの被害の大きさを目の当たりにし、圧倒的な自然の力に恐怖と戦慄を覚えました。

連合のボランティア50名が10名程度の班に分かれて個人宅に入り、片づけ等の要請に応えました。私の班では泥に浸かった輪島塗の製品材料の洗浄、乾燥、箱詰め、床下の泥の掻き出し、流木の撤去などを行いました。

最初は膨大な作業の量に圧倒され、気が遠くなる思いでしたが、10名が一つずつ行動していくと片づけが目に見えて進んでいきます。「個人の力は微力だが組織の力は大きい」。労働運動と災害支援はまさに同じだ!と実感しました。普段接することの無い情報、運輸、交通、サービス、自動車等の他産別の労働組合員と力を合わせて行動した貴重な経験でした。労働組合、偉大です!

住民の方からは非常に感謝されましたが、ベースキャンプ(宿舎)のある七尾市の和倉温泉から輪島市までバスで片道2時間。この距離が縮めばもっと活動できるのに、とどうしてもならない移動時間に焦りを感じつつ、次のボランティアに思いを託して輪島を後にしました。今後も、多くの人々のほんの僅かな活動の積み重ねや寄付が、能登半島の復興につながると信じます。石川県高教組からも謝意を受けました。復興を心から願っています。(退職組合員 栗林裕之)

